

お客様の本人確認について

いつも信用金庫をご愛顧いただきましてまことにありがとうございます。

さてお客様が預金口座の開設や10万円を超える現金によるお振込みをなさる場合等には、金融機関は法令(*)の定めによりお客様の本人確認をさせていただいております。

お取引の際にお手数をおかけいたしますが、なにとぞご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。

※ 本人確認が必要とされるのは、平成20年3月1日に施行された「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」の定めによります。なお、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（本人確認法）」は同日付で廃止されました。

● 犯罪収益移転防止法とは

近年、犯罪組織によるマネー・ローンダリング（資金洗浄）やテロ組織への資金移動が、金融機関以外の事業者を利用して行われるなど、その手口は複雑化してきております。

こうした背景を受け、犯罪により取得した収益が他に移転することを防いだり、テロ資金等の供与を防止することなどにより、国民生活の安全と平穩を確保し、経済活動の発展に寄与することを目的とした「犯罪収益移転防止法」が制定されました。

「犯罪収益移転防止法」では、これまでの金融機関等のほか、ファイナンスリース業者、クレジットカード業者、宅地建物取引業者など対象事業者が広がりました。対象事業者には取引時における本人確認やこの確認に関する記録の保存などが義務付けられております。

ATMでのお振込みについて

ATMでは、10万円を超える現金のお振込みはご利用いただけません。10万円超のお振込みは、窓口でのお振込みかATMでのキャッシュカードによるお振込みをご利用ください。

なお、ATMでのお振込みでは、信用金庫、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用組合のキャッシュカードをご利用いただけます(※)。

※ ATM等の機能によっては、キャッシュカードでのお振込みをご利用いただけない場合があります。

◆ お振込み手続きについて

お振込み方法	お振込み金額	お振込み	本人確認手続き
現金によるお振込み	10万円以下	○	本人確認書類のご提示は必要ありません。
	10万円超	○	本人確認書類のご提示が必要です。
ATM	10万円以下	○	本人確認書類のご提示は必要ありません。
	10万円超	×	法令上必要とされる本人確認手続きを行うことができないため、お取扱できません。
キャッシュカードによるお振込み	10万円以下	○	本人確認書類のご提示は必要ありません。
	10万円超		

(注) キャッシュカードによるお振込みの場合でも、口座開設時に本人確認がお済みでない場合には、店頭での本人確認書類のご提示が必要になり、ATMではお振込ができないことがあります。

お客様の本人確認に関するお願い



ご本人の確認が必要なお取引

お客さまが次のいずれかのお取引をなさる場合等には、お客さまのご氏名等を確認させていただきます。

- (1) 口座開設、貸金庫、保護預りなどのお取引を開始されるとき
- (2) 200万円を超える現金のお預入れやお引出しをされるとき
- (3) 10万円を超える現金による為替取引(お振込み、電話・電気・ガス等の公共料金のお支払い、当金庫を支払い場所とする小切手の店頭提示により振出人以外の第三者が現金をお受取りになる場合等)をされるとき

(注) 預金口座を通じて10万円を超えるお振込みをなさる場合には、お客さまの本人確認書類をご提示いただく必要はありません。ただし、口座開設時に本人確認がお済みでない場合には、本人確認書類のご提示が必要になり、ATMではお振込ができないことがあります。

※これら以外のお取引をなさる場合にもご氏名等の確認をさせていただくことがありますので、その際にもご協力くださいますようお願い申し上げます。

確認させていただく事項

ご本人に関する次の事項(「本人特定事項」)をそれぞれ公的証明書により確認させていただきます。

(1) 個人のお客さまの場合

○ご氏名、ご住所および生年月日

※なお、口座開設等で、ご本人以外の方が来店された場合には、その来店された方につきましても同様の確認をさせていただきます。

(2) 法人のお客さまの場合

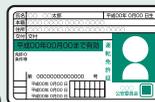
- ① 名称および本店または主たる事務所の所在地
- ② 代表者など来店された方のご氏名、ご住所および生年月日

窓口でご提示いただく書類

個人のお客さまの場合

(1) ご提示いただく本人確認書類が次の書類の場合には、原本を窓口でご提示いただくことにより、ご本人の確認をさせていただきます。

- 運転免許証
- 旅券(パスポート)
- 住民基本台帳カード(写真付のもの)
- 各種年金手帳
- 各種健康保険証
- 身体障害者手帳
- お取引に実印を使用する場合、その実印の印鑑登録証明書
- 官公庁から発行・発給された書類で、顔写真が貼付されたもの(ただし、ご本人から提示された場合などに限ります。) など



(2) ご提示いただく書類が次の書類の場合には、原本を窓口でご提示いただくとともに、お取引に係る書類などをお客さまに郵送し、到着したことを確認することによってご本人の確認をさせていただきます。

- 住民票の写し
- 住民票の記載事項証明書
- 印鑑登録証明書(お取引に実印を使用する場合を除く)
- 戸籍謄本・抄本(戸籍の附票の写しが添付されているもの)
- 外国人登録原票の写し
- 外国人登録原票の記載事項証明書
- 官公庁から発行・発給された書類 など

(注) 1. ご本人を確認させていただく書類は、ご氏名、ご住所および生年月日が記載されているものに限ります。
2. ご本人を確認させていただくに当たって、お客さまに郵送物が到着したことを確認できない場合には、やむを得ずお取引を見合わせていただくこともございますので、あらかじめご了承ください。

窓口でご提示いただく書類

法人のお客さまの場合

- 登記事項証明書
- 印鑑登録証明書
- 官公庁から発行・発給された書類 など

(注) 法人の代表者など来店された方につきましても、個人のお客さま同様の確認をさせていただきます。なお、この場合の本人確認書類は、左記「個人のお客さまの場合」をご参照下さい。

ご留意いただきたい事項

- ◆ 一度、ご本人の確認をさせていただきましたお客さまにつきまして、その後「ご本人の確認が必要なお取引」に掲げたお取引をなさる場合には、お通帳、キャッシュカードのご提示など信用金庫所定の方法によりご本人の確認をさせていただきます。
- ◆ ご本人を確認させていただく際に、ご本人以外の本人確認書類を提示したり、本人特定事項に関して虚偽の申告をなさることは法令により禁止されております。また、信用金庫がお客さまにご送付いたしましたキャッシュカードやご案内などが返送されてきました場合には、やむを得ずお取引を見合わせていただくことがございます。この場合には、再度、ご本人を確認できる書類をご持参のうえ、信用金庫所定の住所変更などのお手続きをおとりくださいますようお願い申し上げます。
- ◆ 詳しいことは、信用金庫の窓口までお問い合わせください。